

報告第 2 号

専決処分事項の報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



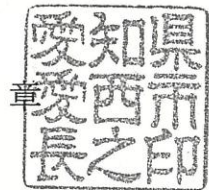
専決第1号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分する。

令和7年1月23日

愛西市長 日 永 貴



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年愛西市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。